

## 令和8年度海外MICE見本市における東京ブース共同出展者及びクライアントイベントの参加者 の募集について

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、東京の魅力を国内外にアピールする機会であるとともに、高い経済波及効果が期待できるMICEの誘致を積極的に進めており、海外各国・地域から東京へのMICE誘致推進のため、以下4つの海外見本市に東京ブースとして出展いたします。

また、アメリカ、スペインにおいては、見本市会期中にクライアントイベントを開催し、現地ミーティングプランナー等とのネットワーク構築の場を提供いたします。

つきましては、令和8年度開催予定のIMEX Frankfurt・IMEX America・IBTM World・AIMEにおける共同出展者の募集及びクライアントイベントへの参加者の募集を行います。

### 1. 対象見本市及び東京ブース概要

	ドイツ (フランクフルト)	アメリカ (ラスベガス)	スペイン (バルセロナ)	オーストラリア (メルボルン)
名称	IMEX Frankfurt	IMEX America	IBTM World	AIME
日程	令和8年 5月19日-21日 (3日間)	令和8年 10月13日-15日 (3日間)	令和8年 11月17日-19日 (3日間)	令和9年 2月15日-17日 (3日間)
会場	Messe Frankfurt	Mandalay Bay	Fira Barcelona Gran Via	Melbourne Convention and Exhibition Centre
Webサイト	<a href="https://frankfurt.imeevents.com/newfront">https://frankfurt.imeevents.com/newfront</a>	<a href="https://america.imeevents.com/newfront">https://america.imeevents.com/newfront</a>	<a href="https://www.ibtmworld.com/">https://www.ibtmworld.com/</a>	<a href="https://aime.com.au/">https://aime.com.au/</a>
来場者数	13,335人 (2025年実績)	17,633人 (2025年実績)	12,000人 (2025年実績)	4,586人 (2025年実績)
特色	欧州最大の規模を 誇るMICE見 本市の一つ。バイヤ ーは欧米からの参 加が中心。アソシ ーション系のバイヤ ーが多いことも特 徴。	ホステッドバイヤーの 約70%を米国参 加者が占め、米州 のビジネスイベント 業界におけるバイヤ ー及びサプライヤー が一堂に会する、 米国最大規模の MICE見本市 である。	IMEX Frankfurt と並ぶ、欧州の二 大見本市の一つ。 バイヤーは欧米市 場が中心。特にイン センティブ旅行・企 業会議の案件が中 心。	アジア太平洋地域最 大級の規模を誇る見 本市。インセンティブ 旅行、企業会議・国 際会議のバイヤーが 数多く参加する。

共同出展面積	約 110 m <sup>2</sup>	約 110 m <sup>2</sup>	約 120 m <sup>2</sup>	約 110 m <sup>2</sup>
共同出展者数	10 者程度	10 者程度	10 者程度	10 者程度
備考		共同出展者にはクラ イアントイベントにも ご参加いただきます。	共同出展者にはクラ イアントイベントにも ご参加いただきます。	初日（2月 15 日）は Knowledge Program & Welcome Event のみ

※東京ブースの設営や事務局業務等、財団の業務の一部については、財団の委託事業者によって実施される旨、予めご了承ください。

## 2. クライアントイベント概要

	アメリカ	スペイン
日時（予定）	令和 8 年 10 月 13 日 午前 8 時～午前 9 時 45 分	令和 8 年 11 月 17 日 午後 7 時～午後 9 時
会場（予定）	ラスベガス市内	バルセロナ市内
募集参加者数 (都内事業者)	10 者程度	10 者程度

※クライアントイベントのみの申込も可能です。

※現地ミーティングプランナー等は 10 者程度の参加を見込んでいます。

## 3. 申込み

令和 8 年 2 月 5 日（木）～令和 8 年 2 月 26 日（木）17:00 まで

上記期日までに、別紙出展申込書・プロフィールシートを電子データ（Word 形式）にて下記宛先にご提出ください。

申込の結果につきましては、財団で協議の上、令和 8 年 3 月 9 日（月）までに連絡させていただく予定です。

■ご提出先：東京観光財団コンベンション事業部（担当：鹿乗、秋山、大津、名塚）

Email: [convj02@tcvb.or.jp](mailto:convj02@tcvb.or.jp) / [akiyama@tcvb.or.jp](mailto:akiyama@tcvb.or.jp) / [a.otsu@tcvb.or.jp](mailto:a.otsu@tcvb.or.jp) / [nazuka@tcvb.or.jp](mailto:nazuka@tcvb.or.jp)

## 4. 目的・事業内容

＜海外見本市＞

### （1）出展目的

世界的に主要な M I C E 見本市において、都内事業者やビジネスイベント先進エリア団体等との共同出展を通じた官民連携による「A L L T O K Y O」でのプロモーションを展開することにより、M I C

E誘致を促進する

## (2) 事業内容

海外で開催されるMICE見本市に東京ブースとして都内事業者と共同出展することで一層MICE開催都市としての東京の魅力や強みをPRする効果を高め、バイヤー等との商談を実施する。

### ＜クライアントイベント＞

#### (1) 実施目的

MICE開催地としての東京をPRするとともに、都内MICE関連事業者向けに現地ミーティングプランナーとの交流及び商談の機会を提供し、東京へのMICE誘致を促進する。

#### (2) 事業内容

東京のプレゼンテーション、東京都の連携都市によるプレゼンテーション、ネットワーキング、抽選（ラッキードロー）等を実施する（105～120分予定）。（軽食・飲物の提供あり）

## 5. 効果

### ＜海外見本市＞

#### (1) MICE誘致に係る「ALL TOKYO」として効果的なPR機会を提供

見本市で世界各国のバイヤーと直接面会することは、バイヤー・セラー間の信頼関係の醸成に繋がると共に、絶好のPR機会と言えます。また、東京ブースとして共同で出展することで、相乗効果により多様な来場者と面会できます。

#### (2) 都内事業者間の連携

東京でMICE誘致に携わる共同出展者同士の関係構築に繋がり、今後の事業における連携が想定されます。

#### (3) 出展にかかる負担の軽減

見本市への出展料及び小間装飾費用は財団が負担し、出展ブースの設計等に伴う主催者との調整等も財団及び財団委託事業者が行いますので、単独出展を行うよりも、費用及び手間の負担が大幅に軽減されます。※費用の詳細は、「6.費用」をご確認ください。

### ＜クライアントイベント＞

参加者同士で自由にコミュニケーションを図っていただくネットワーキングイベントとなります（軽食提供あり）。財団が選定し招待する現地バイヤー（主にコーポレート案件を扱うミーティングプランナー）との交流ができます。

また、本番2週間前には、BUSINESS EVENTS TOKYO 海外拠点(\*)による、現地の最新トレンドや誘致成功の方策等をお伝えするオンラインセミナーを実施いたします。事前に現地事情等に関する理解を深めた上で、現地でのクライアントイベントにご参加下さい。

(\*) BUSINESS EVENTS TOKYO 海外拠点：

現地における企業系会議や報奨旅行等（以下「MI」という。）の誘致案件や優良顧客情報等を収集し、MI開催都市としての「東京」のプロモーションを実施するAPAC・欧州・北米の3エリアに設

置している組織。

## 6. 費用

### **共同出展者・クライアントイベント参加者負担費用**

#### 以下の財団負担費用の①～③以外にかかる費用

＜各出展者・参加者でご負担いただくものの例＞

- ・見本市/クライアントイベントにおいて各自で用意する展示品・備品・パンフ等及びその送料
- ・渡航費、宿泊費、滞在費（食費、交通費等）、出入国に関連する経費、各自で加入する海外旅行傷害保険料、派遣者的人件費等
- ・航空券取得や現地宿泊先予約等の手続きに係る費用

### **※財団負担費用**

- ① 見本市出展料（なお、クライアントイベントは、参加無料です。）
- ② 見本市の小間（ブース）装飾費用
- ③ クライアントイベント開催に係る費用

## 7. 募集要件

### **＜見本市＞**

申込者は次の（1）～（8）に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 国際的なMICEの誘致・開催に携わる都内の事業者（宿泊事業者、DMC、施設管理・運営事業者、イベント事業者、エリアマネジメント団体）等であること。
- (2) 今後、海外からのMICEに関する問い合わせ等に対応可能であること。
- (3) 見本市において、自社等の事業内容の説明及び商談に英語で対応できるスタッフを1名以上派遣することが可能であること。
- (4) 見本市開催前・開催後に開催する出展者会議（出展に関する事前説明や、共同出展者相互の情報共有を目的として開催する。）に参加が可能であること（日時は後日決定）。
- (5) 出展した見本市に関する商談実績（商談件数、成約案件の詳細）及び成果等を財団へ報告いただること。出展に関するアンケートにご回答いただること。
- (6) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう）に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。また、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。
- (7) 政治または宗教活動を目的とするものでないこと。
- (8) 本募集案内に記載されている全ての事項を理解し、同意すること。

### ＜クライアントイベント＞

申込者は、上記見本市の（1）（2）及び（6）～（8）並びに以下のすべての要件を満たすこと。

- （1） クライアントイベントにおいて、自社等の事業内容の説明及び商談に英語で対応できるスタッフを1名以上派遣することが可能であること。
- （2） 事前に開催する参加事業者会議（オンラインでの実施を想定する参加内容の詳細説明等を行うもの）に参加可能であること（日時は後日決定）。
- （3） クライアントイベント参加後、商談実績（商談件数、成約案件の詳細）や成果等を財団へ報告すること。
- （4） 現地バイヤー等のクライアントイベント参加者向けの景品等の提供に協力いただけすること。  
（財団事務局から景品等の協賛をお願いさせていただく予定です。詳細については、参加決定後、別途ご連絡させていただきます。）

## 8. 募集スケジュール及び共同出展者・クライアントイベント参加者決定方法等

### ＜募集スケジュール＞

令和8年2月5日（木）	共同出展者／クライアントイベント参加者の募集を開始
令和8年2月26日（木）17:00	申込の締め切り
令和8年3月9日（月）※予定	内定の連絡
令和8年4月上旬	決定の通知

### ＜共同出展者・クライアントイベント参加者決定方法等＞

- （1） 提出いただいた出展申込書及びプロフィールシートを基に、出展目的・募集要件の適合を確認し決定いたします。なお、お申込み状況によっては、業種による偏りがないよう、財団にて調整させて頂く場合がございます。予めご了承ください。
- （2） お申込みが多数の場合は、申込書及びプロフィールシートの記載を確認の上、抽選とさせていただきます。
- （3） 見本市への出展は、令和8年度東京都予算が東京都議会において可決・成立し、令和8年度の財団の収支予算が令和8年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において令和8年4月1日に正式に確定するため、共同出展者についても、令和8年3月31日までは内定とさせていただき、令和8年4月1日以降に決定とさせていただきます。

### ＜その他＞

- （1） 出展・クライアントイベントの申込結果については、申込者全員に財団よりご連絡いたします。
- （2） お申し込みいただいた見本市が延期された場合、財団の判断により、延期後の同見本市にそのままお申込結果を移行させていただくことがあります。その場合、原則としてお申込結果の諸条件は維持されますが、詳細はあらためてご案内させていただきます。

(3) 原則として、同一年度内に開催される見本市への共同出展において、1者（団体）につき、年度内1回の共同出展といたします。

(4) お申し込みの際は、他の団体が出展者を募集するものとの重複申し込み及び本申込結果通知後のキャンセルはご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

## 9. 注意事項

### (1) 出展・クライアントイベント参加について

- 東京ブース等の設営や事務局業務等、財団の業務の一部については、本事業の財団委託業者によって実施いたします旨、予めご承知ください。
- ブース・クライアントイベントに係る体裁及び運営一切については、財団にご一任いただきます旨、予めご了承ください。
- スペースの都合上、共同出展者の各ブースにおける参加者数は原則として **1者(団体)あたり2名**までとさせていただきます。
- 会期中は、ブースに1名以上は常駐するようお願いいたします。
- 会期中の商談において、事前の連絡がなく欠席、遅刻があった場合には、次回以降の海外見本市へのお申込みをお断りすることがあります。
- ブース・クライアントイベントにおける衛生管理については、見本市及び施設によるガイドライン等に則り実施いたしますので、財団の指示に従ってください。
- 共同出展者は配置決定小間の全部又は一部を第三者（共同出展者含む）に転売、交換又は譲渡することはできません。

### (2) 共同出展者・クライアントイベント参加者の各種手配等

- 貴機関・団体の海外支店等からご参加いただくことも可能です。
- **現地滞在中の体調不良による延泊経費等は共同出展者自身でご負担**いただきます。主催者による見本市の中止や出入国規制等により、東京ブースの出展が不可能となった場合等にご手配済のフライトやホテル代等のキャンセルチャージについて、財団は負担いたしません。共同出展者が直接、支払先へご相談ください。
- 出入国手続きや、移動、宿泊に係る手配等は各自でご実施いただきます。海外渡航や開催国への入国に支障があった場合でも、財団では一切の責任を負いません。予めご了承ください。

### (3) 損害賠償及びキャンセル料等

- 共同出展者決定後のキャンセルは、原則不可といたします。決定後、共同出展者の都合により出展されない場合、共同出展者はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとし、財団では責任を負わないものとします。
- 共同出展者の手続きの不備により、参加者が開催国へ入国が出来なかった場合等、共同出展者都合により出展ができない場合には、それまでに発生した作業に係る財団等の実費のご負担をお願いする場合がございます。
- 財団及び本事業の財団委託事業者は、共同出展者のPR用製品及び資材等の盗難、紛失、

生ずる損失又は損害についてその責任を負わないものとします。

- 共同出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは会場等の建物又は人身等に対する一切の損害について、責任を負うものとします。
- 財団は、見本市主催者による会期の変更・開催の中止及び天災、現地治安情勢、その他特別な事情により、財団が本事業を中止したことで生じた共同出展者及び関係者の損失及び損害は補償しません。

#### **(4) その他**

- 財団及び本事業の財団委託事業者が撮影した写真・動画及び共同出展者からご提供いただいた各団体のロゴや画像などは、本事業の報告及び財団の SNS アカウントやウェブサイト上での広報目的に使用することができますので、予めご承知おきください。
- 天変地異、政治状況の劇的な変化等により、実施内容等に変更が生じる可能性がございますので、予めご承知おきください。なお、変更が生じた場合は別途お知らせいたします。
- その他、本稿に定める事項及び本稿の解釈に疑義が生じた場合は、共同出展者と財団との協議により財団が決定することとします。

### **10. 開催国及び出入国に係る手続きについて**

開催国情報及び出入国に係る手続きに関しては、以下サイト等をご参照の上、各自にてご確認をお願いいたします。海外渡航に支障があった場合でも、財団では一切責任を負わないため予めご承知おきください。

#### ■ 在ドイツ日本国大使館

[https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

#### ■ 在アメリカ合衆国日本国大使館

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

#### ■ 在スペイン日本国大使館

[https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

#### ■ 在オーストラリア日本国大使館

[https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consulate.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate.html)

#### ■ 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **11. お問合せ**

東京観光財団コンベンション事業部 (担当：鹿乗、秋山、大津、名塚)

Email: [convj02@tcvb.or.jp](mailto:convj02@tcvb.or.jp) / [akiyama@tcvb.or.jp](mailto:akiyama@tcvb.or.jp) / [a.otsu@tcvb.or.jp](mailto:a.otsu@tcvb.or.jp) / [nazuka@tcvb.or.jp](mailto:nazuka@tcvb.or.jp)